

標記爭議ニ就テハ既報、其後、予等ニ此、通

記

一 経過

(1) 労働者側

A 別記(一三三)ノ如キビラ(署名改刷又ハ筆寫)ヲ作成各干係方面ニ貼付セリ

B 廿日午前七時十五分ハ、幡田惣代ノ学校生徒ニ別記四ノ如キビラノ配布セリ、但シ、戸田利兵衛ノ子女ハ全校ニハ通達シ居ラス

C 依然結束ヲ鞏メ居ルモ、爭議資金不足ノ模様アリ、幹部ハ之ヲ調達ニ奔走シ、アリ

(2) 事業主側

目下大工九十名位ヲ使用シテ工事ヲ進行シ、アリ、廿二日以降ハ業務終了後ハ大工一團トシテ退場セシメ、以テ罷業加盟ヲ防止シ、ワ、アリ

(3) 交渉状況

廿三日午後零時、本分爭議団員約廿名ハ、戸田組ヲ訪問、日向徳治外三名ヲ代表トシテ、秘書篠谷元治ニ會見シ、誠意アル解決ヲホメタルニ、篠谷ハ「一切篠原(工務部長)ニ一任シ、アリ、全人ハ水産ニ出張中ニシテ、廿五日飯京ニルヲ以テ、當日相談セラシタレト答ヘタルヲ、爭議團ハ更ニ、戸田利兵衛ニ會見ヲホメテ止メ、又押問答ヲ繰返ヘシ結局、廿五日篠原ヲ會見セシムル事、篠原飯京也サレハ、着任者ヲ選